

池田家 使用規程

第1条（目的）

この規程は、七尾市長と七尾市文化協会会長と締結した池田家管理委託契約を履行するに当たり、七尾市文化協会会則第32条に規定する事業を行うため、使用に関する必要な事項を定める。

第2条（使用申し込み及び申請）

池田家を使用する者は、池田家使用申請書（様式第1号）を七尾市文化協会（以下、「文化協会」という）に提出しなければならない。ただし、文化協会が特別な理由があると認めたときはこの限りではない。

第3条 池田家使用の申し込み受付期間は、使用日の属する月の6ヶ月前から5日前の間とする。

第4条（開館時間）

池田家の使用できる時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。利用時間は、準備・後片付けの時間を含めるものとする。

第5条 文化協会は使用の許可にあたっては、管理上必要な条件を付することができる。

第6条（使用料の納入）

池田家を使用する者が、第5条による使用に許可を受けたときは、別に定めた「使用料金表」により使用料を納入しなければならない。

第7条（使用許可の取消及び中止）

文化協会は、使用者が次の各号に挙げる事業に該当すると認めたときは、その使用を取り消し又は中止を命じることができる。

- （1）使用許可の条件に違反したとき
- （2）使用の権利を他人に譲渡又は転貸したとき
- （3）池田家の管理上、又は公益確保のため使用があると認められるとき

第8条（使用申請の取消及び変更）

使用を取り消す場合及び変更する場合は、前以て連絡すること

第9条（使用者の遵守事項）

池田家の使用許可を受けた者は、次の挙げる事項を遵守しなければならない。

- （1）施設・設備及び器具などの使用及び室内での特別な装飾・設備を使用するときは、すべて文化協会の指示を受けること
- （2）使用終了時には、使用者の責任においてその箇所の清掃・整頓を行い、原形に復すること、また、火元点検・消灯を確実に行うこと
- （3）火災・盗難その他災害防止に万全を期すること
- （4）使用後は原則として管理人の点検を受けること

第10条 使用者は、池田家の施設・設備・器具等を破損したときは、文化協会に届け出、使用者の不可抗力によるものを除き、損害賠償をしなければならない。

第11条 池田家の休業日は次のとおりとする。ただし、文化協会が特別の理由があると認めたときは休業日を変更し、又は臨時に休業日とすることができる。

- （1）毎週日曜日、月曜日
- （2）国の祝日・及び市制記念日
- （3）8月14日・15日・16日 及び 12月29日・30日・31日・1月1日・2日・3日

第12条（委任）

この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則1 この規程は、平成17年4月23日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則2 この規程は、平成18年12月26日から改正する。

附則3 この規定は、平成24年4月1日から適用する。

附則4 この規定は、平成27年5月23日から改正し、適用する。

（別 表）

使用料金表

施設	本館	離れ	別館
1時間あたりの利用料金	200円	200円	200円